



河内長野

# 臨時市議会だより

(生活保護費横領事件等に関する特別号)

■発行/大阪府河内長野市議会  
■編集/広報委員会  
■文責/生活保護費横領事件等に関する特別委員会

平成27年1月1日号

新年あけましておめでとうございます。さて、この臨時市議会だよりでは、平成26年7月29日、9月11日及び10月20日に開催された特別委員会での主な質疑内容などをお知らせします。

## 特別委員会での 主な質疑応答

平成26年7月29日、9月11日及び10月20日開催分から

### ■市議会中間報告書に対する市の対応について

問 予算執行での公会計制度をきちつとすべきでは。

答 公会計制度の改革に不正防止につながる部分は取り入れ、研究していきたい。

問 生活支援、自立支援で勝負できるような河内長野市になるよう頑張るべきでは。

答 生活困窮者の自立支援に専念できるあるべき姿を目指し課内で取り組んでいる。

問 名札の裏に市民への約束を印字し常に着用することを実践されているそうだが、ここにいる部長級、課長級職員も行っているのか。

答 部長級以下全員が目標と5つの約束を入れた名札を付けている。

問 平成26年4月以降、職場での風通しは、また福祉事務所長が部長の兼任から専任となりどう変わったか。

答 生活福祉課内で毎朝朝礼を含めたミーティングを、また密度の濃い打ち合わせは

1 回行っている。また、専任となったことで業務に関する相談や決裁の迅速化等が図られた。

問 経理担当が長期休暇時の代役の備えは。また、若い職員が事務内容の変化にうまく適応できているか、これを管理職が把握できているか。

答 すぐに代役を立てられる状況になく、検討している。若い職員から前向きな提案があり、風通しの良い職場づくりの中から職員の思いや気持ち把握している。

問 事件発覚前後で生活保護にかかわる職員数、事務事業費は変化したか。

答 組織的、人数的また組織体制的にいろいろ担保した。また、研修の充実など平成

26年度予算で増額された。■損害金の状況について

問 不正支出額が2億6634万6285円から343万円ほどふえたのはなぜか。

答 ケースファイル記録に基づく損害額の検証を進め、不明であった書類の整理などにより検証が可能となったためである。

問 5年の文書廃棄年限を過ぎたものでも処分していないものがあつたのか。

答 受給者の廃止となった年度から5年経過した書類を処分する。ただし、不正が明らかになつた以降は、処分年限となつても廃棄せず現存されている。この文書の保存期限等を庁内で検討したい。

### ●特別委員会の開催経過●

第1回 平成26年6月26日

正副委員長の互選

第2回 平成26年7月29日

理事者からの説明・質疑

(市議会中間報告書に対する市の対応・損害金の内部調査・外部調査委員会答申を受けての市の対応)

第3回 平成26年9月11日

質疑

(外部調査委員会の答申を受けて)

第4回 平成26年10月20日

質疑

(損害金の回収状況、事件の概要及び経過)

～次ページに続きます～

### 「生活保護費横領事件等に関する特別委員会」とは

平成26年6月定例会を開催し、議員改選後も生活保護費横領事件等に関する原因究明と再発防止を目的に設置した特別委員会です。その構成は、7人の議員が委員となっています。

■市が被った損害の回復について

問 遅延損害金は、試算した以後、どう変わったか。その他の損害金の内訳は。

答 預託金の預託日に応じて計算するため、一概に示すのは難しい。その他の損害金は積算途上である。例として、調査に要した職員の超過勤務には約750万円、コピー代に約200万円、アルバイト賃金に120万円、その他弁護士費用として約450万円、第三者委員会に約580万円を要した。

問 元職員の残業代などは損害賠償請求をするのか。

答 元職員が不正をするために要していた超過勤務などは顧問弁護士とも相談し、請求方法・内容を検討し精査を進めている。

■外部調査委員会の答申を受けて

問 不適正な処理に対して極度の事なかれ主義や何らかの関与が疑われる。きちっとした報告をしてほしい。外部調査委員会の最終答申はこれ以上ないほど厳しい言葉であるが、その中にヒントがある。これを見て腹が立たないか。

答 非常に残念で悔しい。生まれ変わるつもりで改めたい。また、全職員にその気持ちを浸透させたい。

問 定例支給における不正支出の手

口は。不審な事実を調べないのは市のカルチャーク。

答 深夜に不正処理し、チェックをかくぐり不正支出を行った。

外部調査委員会最終答申で「職務規律が弛緩していた」と指摘された。法令遵守の意識の徹底こそ再発防止につながる。

問 外部調査委員会の報告書の内容が厳しく変わった理由は何か。

答 横領以外に事務懈怠(けたい)の問題や当初検証を諮問した時期以外にも多額の横領があったことが判明したことで、量的、内容的にふえたのではないか。

■人事配置について

問 ケースワーカーや査察指導員の数が基準に満たず、異常事態になっていた。手だてがされなかった責任は人事課にもあるのでは。

答 すべて組織としての責任があり、市長や組織の長がその責任を明らかにするうえで、市長を含めた特別職の者が減給処分を自ら選択した。

問 行革を進める中で必要な人事配置ができなかった側面がある。今回の事件を教訓として欲しいがどうか。

答 最終答申でケースワーカーの実態が事件の一要因になったとの指摘も真摯に受け止め、今後さらに実態を見て適正な人数、人

員を配置していきたい。

問 会計課から資金前渡金の精算遅延の指摘を受けながら、なぜ不正が回避できなかったのか。

答 資金前渡金の精算を元職員が行った際、なぜか当該領収書を持っていた。その時点でおかしとの指摘がある中で調査されていけば、早期に発覚、調査、捜査は進められたという最終答申の指摘があり、そのとおりである。

■事件の概要及び経過

問 事件以降の職場環境、また部下と上司の信頼関係をどう改善するのか。

答 部下と上司との信頼関係が生まれるように、風通しの良い職場を目指し月1回の職場会議を開くなど、それを推し進めたい。

問 元職員の資産状況からみて、3億2000万円が被害額のすべてだと考えるか。

答 保護決定調書、領収書等により支出が明らかになって確実である部分が3億2000万円であり、保護廃止から5年が経ち調書等が廃棄処分されている部分は、挙証資料、証拠も含め立証できない。

■事件の最大の要因について

問 事件が起こった最大の要因は、本人以外に、人事面でのことが大きいと思うが、どうか。

答 本来チェックすべきことをしていない職場風土、一時的に人事配置が十分でなかったことが相まって、事態を引き起こしたものと考える。

問 黒かばんの管理の改善状況は。

答 執務室内において、以前は経理担当が保管していたが、現在は生活福祉課長が管理、保管している。通帳とキャッシュカードは別の場所に保管し、出金が終わると出金額とシステム上決定された支出額とを日々突合し管理している。

特別委員会報告について

特別委員会では、4回にわたり会議を開き、理事者から事件の原因究明、再発防止に関する説明を受け、質疑を行いました。また、宮本被告の刑事裁判の判決を迎え、引き続き調査をぐとともに平成27年3月市議会に向け特別委員会の最終報告書をまとめます。